## 平成26年 第2回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

平成26年6月18日(水曜日)

#### 議事日程(第5号)

平成26年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第47号 平成26年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第48号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第49号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第50号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第5 議案第51号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第52号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第53号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第54号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第55号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第58号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第59号 町道路線の変更について
- 日程第14 議案第60号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第61号 豊前広域環境施設組合からの脱退について
- 日程第16 意見書案第4号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る 意見書(案)について
- 日程第17 意見書案第5号 福岡県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書(案)

### について

日程第18 意見書案第6号 福岡県の乳幼児医療費支給制度を中学校卒業まで拡充することを 求める意見書(案)について

(追加分)

日程第19 常任委員会の閉会中の継続審査について

## 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第47号 平成26年度築上町一般会計補正予算(第1号)について

日程第2 議案第48号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第49号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第4 議案第50号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について

日程第5 議案第51号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第52号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第53号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第54号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第55号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第56号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

日程第11 議案第57号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第58号 町道路線の認定について

日程第13 議案第59号 町道路線の変更について

日程第14 議案第60号 町道路線の廃止について

日程第15 議案第61号 豊前広域環境施設組合からの脱退について

日程第16 意見書案第4号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る 意見書(案)について 日程第17 意見書案第5号 福岡県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書(案) について

日程第18 意見書案第6号 福岡県の乳幼児医療費支給制度を中学校卒業まで拡充することを 求める意見書(案)について

(追加分)

日程第19 常任委員会の閉会中の継続審査について

## 出席議員(15名)

1番	工藤	政由君	2番	小林	和政君
3番	宮下	久雄君	4番	西畑イ	ツミ君
5番	西口	周治君	6番	塩田	昌生君
8番	丸山	年弘君	9番	吉元	成一君
10番	武道	修司君	11番	塩田	文男君
12番	工藤	久司君	13番	中島	英夫君
14番	田原	宗憲君	15番	信田	博見君
16番	田村	兼光君			

### 欠席議員 (なし)

#### 欠 員(1名)

## 事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子 君

### 説明のため出席した者の職氏名

 町長
 新川
 久三君
 副町長
 八野
 紘海君

 教育長
 進
 俊郎君

 会計管理者兼会計課長
 麦田
 厚子君

 総務課長
 則行
 一松君
 財政課長
 八野
 繁博君

 企画振興課長
 渡邊
 義治君
 人権課長
 金井
 泉君

 税務課長
 神崎
 一浩君
 住民課長
 加藤
 秀隆君

 福祉課長
 平塚
 晴夫君
 産業課長
 田村
 啓二君

建設課長	平尾	達弥君	都市政策課長	久保	和明君
上水道課長	加來	泰君	下水道課長	古田	和由君
総合管理課長	松田	洋一君	環境課長	進	信博君
農業委員会事務局長 …	西畑	尚幸君	商工課長	中野	康弘君
学校教育課長	繁永	和博君	生涯学習課長	宮尾	孝好君

## 午前10時00分開議

○議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

## 日程第1. 議案第47号

○議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第47号平成26年度築上町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田議員。

- ○厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第47号平成26年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、学童保育の建設予算、また葛城保育園の設計予算等、反対意見がありました。そして、中学校の測量設計管理業務委託料に対して反対意見があり、その採決の結果、全員反対で原案を否決するべきものと決定いたしました。以上です。
- ○議長(田村 兼光君) 続きまして、中島産業建設常任委員長。中島議員。
- 〇産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第47号平成26年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、防衛施設周辺整備に伴う道路、水路、ため池の改良、改修事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしまた。
- 〇議長(田村 **兼光君**) 続きまして、信田総務常任委員長。信田議員。
- ○総務常任委員長(信田 博見君) 議案第47号平成26年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、マイナンバー制度導入に伴う電算システム改修委託料、まちづくり推進交付金後期分等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
- ○議長(田村 兼光君) これで委員長報告が終わりました。
  これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

本案に対しては、塩田文男議員外4名からお手元にお配りしました修正の動議が提出されています。地方自治法第115条の3の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議は成立しています。したがって、これを本案と付せて議題とし、提出者の説明を求めます。塩田文男議員。

○議員(11番 塩田 文男君) 議案第47号平成26年度築上町一般会計補正予算(第1号) に対する修正動議の説明をいたします。

第1条中、10億9,780万円を10億7,230万円に、歳入歳出合計97億7,160万円を986億4,610万円に改めるものです。詳細につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

10款教育費1項教育総務費1目事務局費、13節の委託料の調査設計監理委託料、中学校建設費でありますが、2,550万円を削除するものであります。

理由につきましては、現在、多くの町施設の老朽化が進んでおり、特に築城中学校は老朽化が著しく激しく、建てかえの時期に来ております。今後、学校施設、庁舎、保育園等、建てかえると言われております。ただ、単に老朽化したから建てかえるのでは全く計画性が見えません。将来の中学校のあるべき姿を考えた改革をするべきとの見解です。今こそ時代に合った地理的、地域的、安全面を考えた統廃合計画を策定し、他の市町村にない新しい教育内容や教育システムを向上させた小中学校にする必要があると考え、将来に向けて明確なビジョンのない予算を認めるわけにはいきません。以上が修正案を出しました理由であります。

以上です。

○議長(田村 兼光君) これで提出者の説明が終わりました。

これより修正案の説明に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

- ○議員(9番 吉元 成一君) この中学校の建てかえ案については、所管が厚生文教常任委員会ということで、総務とか産建には畑違いというか、議案が回ってこなかったわけですけど、これはやっぱり町政執行上、多大な金額でもあると思うんですよ。それと将来の築上町のために、子供たちがすくすく育つために、やっぱり一番大事な案件であると思いますので、本当は各所管に付託して全員で協議してもらいたかったというのが私の考えではありますが、ルールがありまして、厚生文教常任委員会ということでしたが。ここまで、設計予算を提出するまでに町当局や教育委員会等との話し合いを一、二回したということを聞いていますが、その中で意見を出していってどうとかならなかったものかという、その内容を少し聞かせていただきたいんですけど。
- 〇議長(田村 兼光君) 塩田議員。

○議員(11番 塩田 文男君) 月日、日にち等をちょっと今明確に把握しておりませんが、執行部と教育委員会とで2回ずつ意見交換会というものを開催いたしました。そして、その中でさまざまな、意見交換といっても、これはああだこうだ言い合うような話じゃなく、我々厚生文教常任委員会としても、将来ある姿、要するに中学校のあり方、そして現在の中学校の改革等の情報をもとにさまざまな意見を提案しましたけども、執行部、教育委員会とはなかなか意見が総意がとれなかったと。ただ、2回目の執行部との意見交換のときに、結果としてまとめて、議決すれば、町長は住民の皆さんがよしと思うことを検討していくということを言われたことが皆さんに報告できるところかなと思います。

それから、先ほど、所管で、各常任委員会でも付託していただきたかったというのも、私どもはそうなっても非常によかったんじゃないかなと思っています。ただ、今までに、この件だけではなくて、こういった大きな建物を建てるときに執行部からの何ら説明というものは一切ありません、計画的なところの報告は。一般質問等、質疑等では、こういうふうにするということはよく聞きますが。中学校の問題についても、他の庁舎、いろんな老朽化計画についても一切報告がないというようなことで、つけ加えてお伝えしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(9番 吉元 成一君) 今、委員長からの報告、厚生文教常任委員長と思いますが、委員会の報告等をしましたが、執行部と教育委員会と2回ずつしたのですが、それとも両方合わせて2回ですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 塩田議員。
- ○議員(11番 塩田 文男君) 別々です。執行部は執行部、教育委員会は教育委員会、2回ず つ行いました。
- 〇議長(田村 兼光君) いいですか。
- 〇議員(9番 吉元 成一君) はい、いいです。
- **〇議長(田村 兼光君)** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、塩田文男議員から修正案の説明があったので、原則どおり 反対の側から討論に入ると修正案賛成の発言を2人続けて行うことになるので、原案賛成者、す なわち修正案反対者、原案もしくは修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成意見のある方。信田議員。

○議員(15番 信田 博見君) 原案に賛成、修正案に反対でしょう。

- ○議長(田村 兼光君) 違うよ。今、私が……
- 〇議員(9番 吉元 成一君) 議長ね。いいですか。
- 〇議長(田村 兼光君) はい、吉元議員。
- ○議員(9番 吉元 成一君) 今の言い方やと非常にわかりにくかったと思うんですよ。修正案が提出されていますので、修正案から先に討論して、採決するんだというんやったら、反対者からやればいいと思います。
- ○議長(田村 兼光君) いや、だからね、もうこの原案に修正案動議を出した人が反対やから、 今……
- ○議員(9番 吉元 成一君) 原案に反対ち言いよるんでしょう。
- ○議長(田村 兼光君) いけん、いけん。今する人が、原案に賛成の方の意見を今求めよるわけ。
- ○議員(9番 吉元 成一君) だから、原案に対する賛成の意見を言うのか……
- 〇議長(田村 兼光君) そうよ。
- ○議員(9番 吉元 成一君) それとも、修正に対する反対の意見、同じことちゅうことでしょう。
- ○議長(田村 **兼光君**) だから、原案に対する賛成の方の意見を。信田議員。
- ○議員(15番 信田 博見君) 原案に賛成ですね。
- 〇議長(田村 兼光君) はい。
- 〇議員(9番 吉元 成一君) 修正案に反対ちゅうことやろ。
- ○議員(15番 信田 博見君) 原案に賛成、修正案に反対の立場で意見を申し述べます。

築城中学校と椎田中学校を統合するべきだということだと思いますけれども。まず、一番先に 考えなければいけないのは、これから先、現在もそうですが、中学校に通う子供を持つ親がどの ように考えているのかというのが大事だと思います。子供たちのためにぜひ統合してくださいと いう父兄の要望というのはほとんど聞いておりません。今のまま早急に建てかえていただきたい という要望はたくさんあります。このことから、子供を持つ親御さんたちは統合は望んでいない んじゃないかなというふうに思います。

築上町は、子供の命を守りますという大きなテーマのもと、合併して8年半やってまいりましたけれども、築上町の宝である子供たちが勉強している学校というと、決して安心・安全とは言いがたい状況だと思います。特に、築城中学校は傷みも激しいし、一刻も早く建てかえていただきたいという住民の要望がたくさんあります。

統合した途端に学校が荒れてしまうということが過去にもあったそうであります。幸いにも、 今両校とも落ち着いておりますし、生徒数も急激に落ち込むということはなさそうであります。 一人一人に光を当てる教育をしていただくためにも、今のまま早急に両中学校を建てかえていた だきたいということで、修正案に反対の意見といたします。

- ○議長(田村 兼光君) 次に、原案及び修正案に反対意見のある方。
- 〇議員(9番 吉元 成一君) 反対意見。
- ○議長(田村 兼光君) それは、調べたとき、大体これはもう今までどおりでやっていけば……
- ○議員(9番 吉元 成一君) 議長、いいですか。
- ○議長(田村 兼光君) はい、いいよ。
- ○議員(9番 吉元 成一君) 今、議長が言ったのは、原案に反対で修正案に反対と言っていた んですよ。修正案に賛成の方の意見を求めるんやったら……
- ○議長(田村 兼光君) いや、今までどおりはこれやったけどやね。きのうちょっとあれ調べて みたら、そう書いちょったきね。そうやけど、皆さん方が今までどおりでやっていいちゅうわね、 もう賛成案、今したからね。
- ○議員(9番 吉元 成一君) 議長、今しよることは理解できたんですよ。理解できているけど、 議長が今発言したときに、最後に言ったのが、本案に反対で修正案にも反対の方の意見を言うて くれと。(「そう言うた」と呼ぶ者あり)修正案に賛成の方というんだったらわかるけど。
- ○議長(田村 兼光君) そう言うたか。(「そう言いました」と呼ぶ者あり) そうですか。じゃあ、どうも失礼しました。
- ○議員(9番 吉元 成一君) それじゃあ、取り消し、そこを取り消しせんと。
- **〇議長(田村 兼光君)** それでは、次に、修正案に賛成意見のある方。西口議員。
- ○議員(5番 西口 周治君) これは学校統合のみならずの話しです。これからの築上町、また教育改革、全てを重んじる反対でございます。

築城中学校を建てかえる、これはもう本当子供たちをどうにかしてあげたいと。今、行かれている3年生、1年、2年、3年はもう本当全く関係ない世界になってくると思います、建てかえても。ただ、危険であれば早く子供たちは避難させるべきだと私は考えております。

そして、今、国は教育改革のもう真っただ中です。今は、義務教育をどういうふうに変えていこうか、6・3制を変えようと、各自治体、教育に任せようと、そういうふうな事態がやってきております。だから、そういうふうな目標をきちっと立てて、方向性をつくって、それで建てかえるというのなら私は大賛成です。でないで、目標も決めず、今の6・3制でいいというのであれば、それでやっていただければ結構だと思います。

それは、論議もしていない、何もしていない、ただ築城中学校が古いから建てかえる。椎田中学校が古いから建てかえる。その次は、今度は小学校が古いし、耐震化の問題もあるから建てかえる。そういうふうに順次建てかえていって、一番肝心な教育内容、子供たちのために何をやっていけばいいのか、何のために英語を教えて、これから下がっていくのか。そういうことまで踏

まえて、何で国がこれだけの教育改革を行っている最中に旧態依然たる考え方で前向きに進まないのか。これは、私がこの修正動議に賛成する理由でございます。

とにかく、学力向上、そして子供たちの未来のため、そしてこの築上町の未来のため。また、 隣の町とか隣の市とか勘案すると言っていましたけれども、じゃあ、その隣の町、みやこ町は小 中一貫校を目指そうと。じゃあ、豊前市がそういうふうになった場合に、うちは何もしない。た だ、今のままの状態でいくのか。あのときに、会議のときに、やはり周りがすれば、そういうふ うな目算も持たなきゃいけない。教育長の考え方としては、5・4制もいいんじゃないかという ふうな話もしておりました。やはりそういうふうな方向性に見合ったこれからの教育のあり方、 そして学校の建て方、それは小中一貫校であれば、当然ながら椎田地区に1校、築城地区に1校 というふうな考えにもまたなります。それを今、がむしゃらにもう中学校3年生を押し込める築 城中学校のみを建てかえる、椎田中学校のみを建てかえるというふな考え方ではなくて、近い将 来です。遠い将来ではありません。近い将来の話をしています。これをやはりやってもらいたい と。

だから、その教育に沿った学校のあり方、よく検討していただいて、そしてもう一度提案をしていただければ、総合的なことで提案していただければ、私は幾らでも賛成します。その辺をよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。
  - これより議案第……(発言する者あり)
- ○議員(9番 吉元 成一君) それに対して賛成の意見を言う。それに対して本案にちゃんと賛成……
- 〇議長(田村 兼光君) もうおまえ。
- ○議員(9番 吉元 成一君) もうおまえちゅうことは……
- **○議長(田村 兼光君)** 原案に対しての反対と修正案動議に対しての賛成意見の方がもう言うたじゃない。
- ○議員(9番 吉元 成一君) それは、信田議員の言われる意見によって、ほかの人も別の見解から賛成したいという人もおるわけでしょう。議員としてここにおって反対意見と賛成意見を出す。
- **○議長(田村 兼光君)** わかりました。ほかにございませんか。吉元議員。
- ○議員(9番 吉元 成一君) 本案に対して賛成の意見、修正案に対して反対の意見の立場から 意見というか、討論をしたいと思います。

基本的には信田議員が言われたことで皆さん大体筋はわかったと思うんですけれども。私は、 各議員さん方にも検討する機会を与えてほしかったと。しかし、やっぱり所管分ということで、 厚生文教常任委員会が2回ずつ、教育委員会と執行部と話し合いをしたという話も今先ほどみんなの前で聞いたわけですけれども。

過去において、前教育委員の5人のメンバーですか、の中で全会一致で統合というような意見があったのに、今はもう全会一致で統合しないんだと、そういったことも反対の理由なんだというようなことが、これはあくまでもうわさですけど、そういう話も聞いていますし、今一番大事なのは、これから先、子供たちがどういう環境で教育を受けられるかと。

いわゆる、先ほど信田議員が言っていましたように、城井中学校と築城中学校が統合したわけです。城井中学校の跡地は、私、城井中学校を出たけど、情けないんですけど、企業に貸しております。5年後に買い取っていただくという当時の町長の約束で。その上に、それだけではだめだから、企業誘致もしてもらったらどうかという話があって、民主主義のルールで統合賛成が多かったものですから統合されました。

そして、統合してすぐ教室の廊下に信号機が要るような状態になったと。やっぱり城井中学校から通う人、旧築城中学の校区内から通う人の間で、やっぱり子供同士でいざこざもあったみたいです。いろいろ大問題があって苦慮して、当時の教育委員会が教育事務所のほうに相談して、やっぱり一番子育てちゅうか、子供の教育をちゃんとできるような人を校長に一人推薦してもらえんだろうかということで、名指しで言いますけど、ことしでかわりました6年間務めた真次先生ですか、あの人のおかげでっていっても言い過ぎじゃないような、築城中学校が立派になって、今回もどこがどうのこうのやないですけど、皆さん高校も無事みんな合格しました。

でも、今早急に、急いでやらなきゃいけない、誰がこうだからあれがこうだからじゃなくして、子供たちがいい環境で勉強ができる状況。ここ数年、異常気象です。ことしも多分梅雨が明けたら物すごい猛暑になると思います。クーラーがないんですよ。冬、暖房もないんですよ。そういう状況の中を一日も早く解決するためには、僕は建てかえたほうがいいんじゃないかなと、こう思うし、また本当に、もうこの問題が起こって数カ月じゃありません。1年以上たっているわけですから、こういう話が出てから。やっぱり賛成する人は賛成する。町長たちも町長たちでちゃんと皆さんの意見を聞いて、あるいは修正案が出された方たちの意見を聞きながら、その人たちも住民の間でどれだけ統合したほうがいいのか、それとも今のままいったほうがいいかということを、経済的なことばっかり考えんで、子供の教育という立場で僕は考えたほうがいいと、早急に建てかえたほうがいいんじゃないかなと思いますので、修正案に対して反対の討論といたします。

- ○議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。武道議員。
- 〇議員(10番 武道 修司君) 修正案に賛成の立場で意見を申し上げます。

先ほど、これから先、生徒数が激減しないというふうな話がありましたが、問題は、これから

激減しないという問題よりも、今までが激減をしてきたというところで今の問題があると。今まで、我々の時代から見れば半分以下に生徒数がなっていると。今まで激減してきたからこそ、今この問題が起きて、この今現時点でどういうふうな教育をするべきなのかというところで論議をしてきたというふうに思っております。

将来的に文武両道ということを考えれば、部活にしろ、勉強にしろ、その環境をつくるという 考え方からいけば、ある程度の先生の数、ある程度の生徒の数、ある程度の広さがないと、いい 教育現場にはならないんではないかなと。

このままこの計画を推し進めれば、今の築城中学校は建物の大きさからいけば半分ぐらいの広 さ、建物になると思います。生徒数で広さ、大きさが決まってくると。体育館に関しては耐震性 の問題でクリアできているということで、体育館は建てかえないという状況になれば、子供たち にそれなりの教育が与えられるのかという問題が発生してくると思います。

よって、椎田中学校までそれをやってしまうと将来的な築上町の教育の根底を揺るがす可能性がありますので、現時点でしっかりとした計画を立てて、将来的な築上町の子供たちをどう育てるのかという明確な方針を出してからの対応をすべきであるということで、修正案に対しての反対の意見とさせていただきます。

以上です。(発言する者あり)修正案に賛成の意見とさせていただきます。

- ○議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) 私は、修正案に反対の立場で意見を述べたいと思います。

先ほど吉元議員からも築城2校が合併した後の学校の今の築城中学校の荒れ方の話がありましたけれども、本当に築城中学校は苦労して、校長も苦労して、現在の落ち着いた学校の状況ができたんだと私も実感しております。

ずっと以前から、私は合併ということについては(「統合」と呼ぶ者あり)統合ということについては反対の意見をこの場で申してきましたけども。校長にも何回も意見を聞きに行ったこともあります。

それで、自分が教育を担当した時期があるんです。3年間、学校教育、社会教育を担当して、職員のときにやってきましたけども、そのとき、椎田中学校ですが、中学校に行って本当に内容を見てびっくりいたしました。生徒が学ラン着てるんですけども、学ランに入れ墨が入っとるんですね、竜の入れ墨。それから、廊下を単車が走るわけですよ。消火器は全部校長室にあります。そして、ガラスは夜になったら何十枚と割られ、教頭先生は校庭でたばこの吸い殻を拾って回っていると、こういう状況でありました。本当に大変な事態が椎田でもあったわけです。築城も苦労して、校長をお願いしたということもありますけども、椎田もそういうこともやってきました。私も、毎日、1日1回は中学校にお邪魔をしてきました。そして、校長がわざわざ、ガラスが

何十枚ってあるんですよ、学校の中に。ガラス切るのは校長の役目、割られたガラスを校長が切って整備して、そういう状況でありました。一切そういうことは先生はしないでくださいと。金は幾らでもつけますからということでやってきました。ただ、教育のことは先生方お願いしますと。条件整備は幾らでもやっていきますということでやってきました。

どうにかこうにか3年たって、生徒が立ち上がって、そして生徒会もその生徒さんたちが頑張って変えてきて、親も立ち上がって、ようやく落ち着いた学校に椎田中学校もなったと、そういう経緯がございます。だから、うかつに学校の教育の環境を変えたら、どんな恐ろしいことが起こるかということをよくよく考えていただきたいと思います。

それから、築城中学校、本当に現在は危険なような状態だということを聞いております。統合するならば、ここ二、三年ですぐ統合した学校が建てられるか。そういう条件整備はなかなか難しいことと思います。その間、老朽化した学校はどうするのかと、そこら辺も考えていただきたいと思います。

この前、新聞に、中学校の統合の件で新聞に載りましたが、すぐ親から私のほうに苦情の電話がありました。椎田の親じゃありません。築城の方です。どうしてくれるんかと。あんたたちは何を考えとるんかと。いや、私は絶対統合ということは考えていないと言いましたけども、本当に親から逆に叱られました。今の状況で、今の生徒数で学校を建てたら教育ができないのかと。教育ができないほどのような状況ならば、それは教育委員会はすぐ私たちにも議会にも言うと思いますが。今は最高の教育ができているということを聞いております。

また、将来の生徒数が少なくなるからという心配があるならば、全国でも気象的にも非常に恵まれた地域にあるここが学校2校も持てないような状況になるほうがおかしいということになれば、そういう国はなくなってしまいますよ。国の存続がないんじゃないですか。そうじゃなくて、2校存続の努力を私は町執行部にやってもらいたいと。子供が減るんじゃなくて、日本の将来を担っていく、そういう子供がふえていく、そういう町を、町長を初め、執行部はしっかりつくってもらいたい。そういうことから、私は原案に賛成し、修正案に反対をいたします。

○議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) それでは、これで討論を終わります。

これより議案第47号について採決を行います。

まず、本案に対する塩田文男議員外4名から提出された修正案について、起立によって採決を 行います。本修正案に賛成の方の起立を願います。

[替成者起立]

○議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のと おり可決されました。

日程第2. 議案第48号

日程第3. 議案第49号

日程第4. 議案第50号

日程第5. 議案第51号

日程第6. 議案第52号

日程第7. 議案第53号

- 〇議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第2、議案第48号……
- ○議員(9番 吉元 成一君) 議長、今、修正動議をのけた討論がなかったです。
- ○議長(田村 兼光君) もうこれは契約どおりやりよるんやけ、よかろう。

お諮りします。日程第2、議案第48号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)についてから、日程第7、議案第53号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補 正予算(第1号)についてまでは、厚生文教常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の 報告を求めたいが、御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第53号まで一括 して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第48号から議案第53号までの委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第48号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、電算システム改修等に伴う増額補正及び職員の人事異動に伴う減額補正が主なものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第49号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、職員の人事異動に伴う人件費の減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、特定環境保全公共下水道事業費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、農業集落排水事業費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、公共下水道事業費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、職員の人事異動に伴う人件費の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(田村 兼光君) これで説明が終わりました。

日程第2、議案第48号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第48号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第3、議案第49号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第49号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第4、議案第50号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第5、議案第51号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第6、議案第52号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第7、議案第53号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第53号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決 されました。

## 日程第8. 議案第54号

○議長(田村 兼光君) 日程第8、議案第54号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定に ついてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務委員長。信田委員長。

- ○総務常任委員長(信田 博見君) 議案第54号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定に ついて、本案について慎重に審査した結果、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の 改正に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
- **〇議長(田村 兼光君)** 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第54号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決 されました。

#### 日程第9. 議案第55号

○議長(田村 兼光君) 日程第9、議案第55号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島議員。

**○産業建設常任委員長(中島 英夫君)** 議案第55号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、条例に引用している法律の題名が改正されました。条例の一部を改正するものであります。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(田村 兼光君) 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決 されました。

## 日程第10. 議案第56号

○議長(田村 兼光君) 日程第10、議案第56号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務常任委員長。信田議員。

- ○総務常任委員長(信田 博見君) 議案第56号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給 に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消防団 員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴うものであり、原案のとおり可決 すべきものと決定しました。
- ○議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決 されました。

# 日程第11 議案第57号

○議長(田村 兼光君) 日程第11、議案第57号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金 の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務常任委員長。信田議員。

- ○総務常任委員長(信田 博見君) 議案第57号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の 支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消 防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴うものであり、原案のとおり 可決すべきものと決定しました。
- O議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第12. 議案第58号

日程第13. 議案第59号

日程第14. 議案第60号

○議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第12、議案第58号町道路線の認定についてから、 日程第14、議案第60号町道路線の廃止についてまでは、産業建設常任委員会への付託案件で あり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第60号まで一括 して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第58号から議案第60号までの委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員 長。中島議員。

**○産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第58号**町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、東九州道関連インターチェンジ改築工事に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、東九州道関連インターチェンジ改築工事に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号町道路線の廃止について、本案について慎重に審査した結果、東九州道関連インターチェンジ改築工事に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**〇議長(田村 兼光君)** 委員長の報告が終わりました。

日程第12、議案第58号町道路線の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第13、議案第59号町道路線の変更についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第59号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第14、議案第60号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決 されました。

### 日程第15. 議案第61号

○議長(田村 兼光君) 日程第15、議案第61号豊前広域環境施設組合からの脱退についてを 議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田議員。

- **〇厚生文教常任委員長(塩田 文男君)** 議案第61号豊前広域環境施設組合からの脱退について、本案について慎重に審査した結果、反対意見ではありませんが、さまざまな意見が出されました。 よって、原案のとおり可決するべきものと決定しました。
- O議長(田村 兼光君) これで委員長報告が終わりました。 質疑のある方。吉元議員。
- ○議員(9番 吉元 成一君) 広域環境施設組合からの脱退ということで議案に出ていますが、 これたしか3年後ですか、町長、までに脱退するちゅうことですね。出ていますけれども、委員

会で脱退することは可決したということですが、その後の取り組みについて、何か執行部等に質疑とかそういったものが、具体的なものは出なかったのですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 塩田議員。
- **○厚生文教常任委員長(塩田 文男君)** 先ほど言ったさまざまな意見というのの中に、脱退についての意見はさまざま出ました。法令遵守または自治関係についても順を追って出せば脱退できる。本来、脱退できるというのはめったにないことであって、脱退する形としてなかなか説明も不十分だったのではないかというような意見は出ましたけれども。

今後について、バイオマス産業都市構想という形で、産業建設と厚生文教と思いますが、構想 の協議会に参加しておりますが、その中のバイオマス産業都市構想というのの説明はありました。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(9番 吉元 成一君) これも厚文に付託の案件ですから、我々が審議する機会は与えられていないんですけれども、脱退するからにはやっぱり一日も早く自分のところで処理のできるような方向づけの協力とか、そういった進め方について、どうしたものかというような話もなかったんですか、そういった面の話は。
- 〇議長(田村 兼光君) 塩田議員。
- ○厚生文教常任委員長(塩田 文男君) これは豊前広域組合で議論していく中で脱退ということで。本来は町長は、一般質問等では脱退ということにしましたが、これは私たち厚生文教委員会、私の責任にあるところもあるかもしれませんが、やはり親議会があって、私たち厚生文教の中から3名出席しています。その中で脱退という大きな問題で、全協なり皆さんに報告すべきと私も考えておりましたが、そこまでには至りませんでした。また、町長からの報告は今議会の初日にあった経緯がありまして、きょうまで至ったわけなんですけれども。

結果的に、組合議会でもそうでしたが、3年後に脱退するというのは今皆さんの中でわかることなんですけれども、その組合議会でも、ことしの4月から脱退というような誤解を招くようなやはり報告または伝わっていないところが多々ありました。ということで、脱退するという形は正式にはなかったです。ただ、全協に諮ってやりたいと思うし、今後バイオマス構想についてはやはり議員に対して、やはりこういう大きな事業の計画については明確に執行部からの説明を求めたいとつけ加えておきたいと思います。

- O議長(田村 兼光君) いいですか。吉元議員。
- ○議員(9番 吉元 成一君) 3回しかできませんので、最後になると思いますけれども。ということは、厚生文教常任委員会の中ではいろんな協議をしましたと、その結果、脱退やむを得ずということになったということですが。今後、これはもう質疑というよりも、一日も早くその処理ができるような、し尿の処理ができる体制を整えるためにも、やっぱり、厚文の委員会の付託

案件でございますので、今後、教育委員会と話ししたように執行部と話ししながら、よりよいものを一日も早くできるような方向で取り組んでいただきたいと思います。

○議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決 されました。

## 日程第16. 意見書案第4号

○議長(田村 兼光君) 日程第16、意見書案第4号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書(案)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田議員。

- **〇厚生文教常任委員長(塩田 文男君)** 意見書案第4号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、教育環境の整備を求めるものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。
- 〇議長(田村 **兼光君**) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これより意見書案第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第4号は委員長報告のとおり決定することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第17. 意見書案第5号

○議長(田村 兼光君) 日程第17、意見書案第5号福岡県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書(案)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島議員。

- ○産業建設常任委員長(中島 英夫君) 意見書案第5号福岡県として住宅リフォーム助成制度の 創設を求める意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、地元中小建設業者の仕 事を確保し、住民の住宅リフォームへの需要に応えるものであり、原案のとおり可決すべきもの と決定いたしました。
- ○議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。 委員長報告に対する質疑のある方。宮下議員。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) 住宅リフォームですが、委員会は可決ですか、どういう審議をされたのか、もっと詳しく知りたいんですけども。このリフォーム対象の、助成対象の住宅というものがどういう住宅なのか、そこら辺を詳しくお教え願いたいと思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 中島委員長。
- ○産業建設常任委員長(中島 英夫君) 住宅につきましては、議論はこういうことでありました。 県のほうが、これは市町村にこれを助成してくれということじゃなくして、あくまでも県にお願いするということですから可決したわけでありますけれども。その過程においては、福岡県下の状況、かなりの市町村が単独でやられておるという提案者からの意見も述べられておりますので、我々、こういうものは地元の中小業者が仕事が拡大するんじゃないか、確保できるんじゃないかというようなことで可決したと。

金額等につきましても、いろいろな意見が出ておりましたけれども、県のほうが、もうそれはもういいじゃないか、可決しろというようなことでありました。もう意見になっておりませんけれども。地元産のいろんなものが使われる可能性があるので、これはいいんじゃないかというようなことでありました。金額についてもいろんな意見がありました。提案者が、これは西畑議員ですか、出ておりましたけれども、この資料がみんなにあると思いますけれども、最終的には市町村の町が100%するのなら無理があろうと。しかし、県のほうがやって、そうしますと3分の2ぐらいは県のほうの補助がつき、市町村負担が3分の1というぐらいのところならいいんじゃないかというようなことで全員一致になったと、可決であるなら、負担が少ないのでいいんじゃないかというようなことで全員一致になったと、可決

ということになったような経緯のようです。

- ○議長(田村 兼光君) 宮下議員、いいですか。はい。
- ○議員(3番 宮下 久雄君) じゃあ、もう1点だけ。これ個人の住宅のリフォームに対して助成するということですね。それと、独自で、県ではなくて、県はまだやっていないけども、独自でやっている自治体が何カ所かあるということも今委員長言われましたけども、どういう自治体がやっておられるか、そこら辺の把握をしとったら教えていただきたいと思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 中島議員。
- ○産業建設常任委員長(中島 英夫君) 資料、ちょっと待ってくださいよ、資料に各市町村が、 全部じゃないんですけど、執行部とそれから提案者のほうから説明は、多分五十何カ所ぐらいの 市町村がこの助成事業を単独でやっておると、京築の中でもやっておるところもありますという ようなことだったわけであります。これは、あくまでも県にしてほしいと、こういう助成を、制 度をしてほしいという要望ですから、我々は可決したということです。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(9番 吉元 成一君) これはもう見解の相違かもしれませんが、余りにも乱暴な可決の 仕方だと思います。県が、先ほどの話では、県が例えば3分の2で、町が3分の1だということ ですが、個人の住宅をリフォームするのに、それやったらみんな喜んですると思うんですけれど も。金額にもよるでしょう。じゃあ、何千万かかかる量をする人もおるかもしれないし、地場産 業の育成になる。どうですかね。防音工事なんかでも、地元のより、よそから来た人のをよくと りよるんですよ。だけん、やっぱり一概にそうすればそうなるとは言えませんし、また地場産業 の育成にならないとは申しませんけれども。県の金も築上町民の血税の中から予算が出ているわ けですから、でしょう。だから、県に要望するんやけ可決しようかって、これはもう審議は、失 礼ですけど、本当に審議したんですか、どういうつもりですかって言いたいぐらいのことなんで すよ。

だけん、やっぱり例えば幾らの、1,000万のリフォームをするんだったら、3分の2の六百何十万、数十万を県にしてもろうて、あと3分の1は自己負担、町がちゅうことになったら、県やったらやけ賛成したちゅうんですから、町が出すことには賛成しない可能性があるわけでしょう。全会一致ということですけど。

やっぱりそういったところをもう少し慎重に審議して、この問題はやっぱりお金が必要な問題ですから、僕は今議会で、可決というよりも継続審査という形でもう少し考えてほしかったなと思うんですけど、委員長、その点、そういう意見出ませんでした、継続というような。

- 〇議長(田村 兼光君) 中島委員長。
- ○産業建設常任委員長(中島 英夫君) 当初、やはり継続ということはありました。意見は確か

にありました。あなたの言われるとおりです。しかし、私の記憶じゃ、五十何カ所かの市町村が やっておると。上限額は確かに決めておるようです。内容については、提案者はよく調査してお るでしょうけれども、これは出た段階で、その資料だけを見て検討したわけですから、当初はか なり難色というか、継続審議というような状況でありました。しかし、いろいろ検討した結果、 やはり他の市町村がやられておるということでもあるし、可決という状況になりました。かなり 当初は余り、難しい状況でありましたけれども、最終的には可決というようなことになったとい うことです。

- 〇議長(田村 兼光君) ようございますか。
- 〇議員(9番 吉元 成一君) はい。
- ○議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。吉元議員。

○議員(9番 吉元 成一君) 今質疑したように、もう少し慎重にこの議案については取り組むべきだと、意見書については取り組むべきだと、考えてほしいなということです。

負担するほうと、それは出してもらうほうは1円でもかからんほうがいいですよ。皆さんそうでしょう。自分の家をリフォームするのに1円もかからんようにしてもらえるとか、あるいは1,000万かかるところを600万補助してもらえるとかいうたら喜んで賛成しますよ。しかし、それが財政破綻につながる可能性大です。

もう何をただにして、何をただにしてちゅう意見がよく出ますけど、それについては、皆さん、 それはちょっとおかしいんやないかちゅう意見も出ているわけですから、今回のこの件は、そう いったやっぱり継続というような意見もあったということですが、この場では、議長、これは可 決しているわけですから賛否を問うわけでしょう。継続にちゅうたら、修正かなんか出さんない けんのですか、委員長に対する。継続という形で意見を問う方法はないんですか、採決。ちょっ と議会のルールで、それを調べてほしいんですけど。

とにかく、もう少し十分に考えてほしいから、この議案の可決に対しては反対いたしますとい うことです。

- 〇議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。塩田議員。
- ○議員(11番 塩田 文男君) 意見書に対して賛成意見ですけども。これは県知事宛てに意見書を出すということであって、要するにこれを築上町が可決したからって、今すぐの話ではないことです。これを、福岡県もこういった助成対象になってもらうように、まず築上町も可決していくということが、他の市町村も出ているとは思いますけども、そこから物事が動き出すのかな

と。

ただ、莫大な補助対象、パーセンテージはかなり低いものと思っておりますけども(発言する者あり)何ですか(発言する者あり)何を言ってるんですか。そういうような内容ではありますけども、補助というのは、例えば障害者リフォームとか福祉関係もさまざまな補助もあるわけなんですけども。今、全国では青森、秋田とか6県が実施されているということで、福岡県もぜひ参加してほしいという形の意見書でありますので、この意見書については私は賛成いたします。

○議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより意見書案第5号について採決を行います。 意見書案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

## 日程第18. 意見書案第6号

○議長(田村 兼光君) 日程第18、意見書案第6号福岡県の乳幼児医療費支給制度を中学校卒業まで拡充することを求める意見書(案)についてを議題とします。

お諮りします。本案について6月17日付で提出者の西畑イツミ議員から意見書案の撤回の申 し出がありました。つきましては、会議規則20条の規定に基づき、西畑イツミ議員の申し出の とおり本案を撤回することにしたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(田村 兼光君)** 異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は撤回されました。

## 日程第19.常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長(田村 兼光君) 日程第19、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。 それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可し たいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員長の申し出のと おり閉会中の継続審査をすることと決定しました。

○議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長(新川 久三君) 議員の皆様には6月4日から審議をしていただき、全議案採択をいただきました。ただし、一部、築城中学校の建てかえの予算は修正案により修正ということで認めてもらえませんでした。私は、皆さん方と話をしながら、しかし築城中学校は早急に建てかえなきゃいかんということに基づいて、何らかの方向で再度皆さんに再考を求めるための提案をさせていただく、考えておりますので、そのときはどうぞよろしくお願いを申し上げます。

今から梅雨がまだ長うございます。そしてまた、梅雨が終われば向暑ということで非常に暑い 時期になってまいりますので、お体のほうを御自愛いただきながら、皆さんの御活躍を御祈念申 し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長(田村 兼光君)** これで平成26年第2回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時10分開会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員